

「21世紀の協同組合原則」制定20周年記念

○ 第1回 プロローグ・「協同組合の定義」について

国際協同組合同盟（ICA）は1895年に設立され、日本の農協・生協など各協同組合の全国組織も加盟し、2013年12月現在、加盟組織は94カ国271団体、傘下の組合員は世界全体で10億人を超えています。注目される点は、ICA理事会が2014年10月9日に“日本の農協法改正の方向が協同組合原則を侵害するものと考え”と強い懸念を表明している点です。

ところで、今年（2015年）は、ICAが現行の協同組合原則「21世紀の協同組合に関するICA声明」を1995年のICA総会で決定して20年目になります。この節目の年に、ICA声明（協同組合に関する①定義、②価値、③7つの原則で構成）を学び、神奈川県がJAが協同組合らしさの発揮を明確にした自己改革を進められることを期待し、今回は「協同組合の定義」について明らかにします。

「協同組合の定義」

「協同組合とは、共同で所有し民主的に管理する事業体を通じ、共通の経済的、社会的、文化的なニーズと願いを満たすために自発的に手を結んだ人びとの自治的な組織である」

協同組合とは何かについて、この声明では、上の文章で簡潔にあらわしています（下線は筆者）。では株式会社との相違点をみてみます。

第1に、協同組合は「共同で所有し民主的に管理する事業体」を通じて目的を達成するという点で、事業活動を手段として位置づけ、事業活動なしでは存在し得ないことを意味しています。これに対して、株式会社の手段は「資本の所有割合に応じた権限に基づき、所有・管理する企業」であり、根本的に異なります。第2に、協同組合は「(組合員の)共通の経済的、社会的、文化的なニーズと願い」を実現することを目的として明確にしています。これは出資者である株主に最大の配当を行う「利潤極大化」という株式会社の目的と異なります。第3に、協同組合は人びとの自治的な組織（人と人の結合体）としての本質を明確にしています。この点で資本と資本の結合体としての性格が強い株式会社と異なります。